

平成22年第2回土別市議会定例会会議録（第5号）

平成22年6月18日（金曜日）

午前10時00分開議

午後 1時55分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 報告第 7号 出資団体の経営状況報告について（土別市土地開発公社）
- 日程第 2 報告第 8号 出資団体の経営状況報告について（土別市農畜産物加工株式会社）
- 日程第 3 報告第 9号 出資団体の経営状況報告について（株式会社翠月）
- 日程第 4 報告第10号 出資団体の経営状況報告について（羊と雲の丘観光株式会社）
- 日程第 5 議案第74号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第83号 平成22年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第75号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第76号 工事請負契約の締結について（土別南小学校耐震改修建築主体工事）
- 日程第 8 議案第77号 工事請負契約の締結について（北部団地F棟新築建築主体工事）
- 日程第 9 議案第78号 工事請負契約の締結について（朝日地域交流施設新築建築主体工事）
- 日程第10 議案第79号 財産の取得について
- 日程第11 議案第80号 平成22年度土別市一般会計補正予算（第5号）
議案第81号 平成22年度土別市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第82号 平成22年度土別市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 意見書案第23号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書について
意見書案第24号 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書について
意見書案第25号 労働者派遣法の抜け穴のない抜本的見直しに関する意見書について
意見書案第26号 介護保険制度の抜本見直しに関する意見書について
意見書案第27号 ワクチン接種に関する意見書について
意見書案第28号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第13 調査第 3号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について

日程第14 調査第4号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

日程第15 調査第5号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

閉会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	川越一男君		
市立病院長	吉田博行君		
教育委員会 委員長	尾崎学君	教育委員会 委員長	安川登志男君
教育委員会 生涯学習部 部長	石川誠君		
農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局 会長	山本良文君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 岡 強 志 君
事 務 局 長

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 会 事 務 局 長 小ヶ島 清 一 君
議 務 課 長

議 会 事 務 局 主 査 東 川 晃 宏 君

議 会 事 務 局 主 事 御代田 知 香 君
議 務 課 主 任 主 事

議 会 事 務 局 主 事 岡 村 慎 哉 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第74号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第75号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第76号 工事請負契約の締結について

議案第77号 工事請負契約の締結について

議案第78号 工事請負契約の締結について

議案第79号 財産の取得について

議案第80号 平成22年度土別市一般会計補正予算(第5号)

議案第81号 平成22年度土別市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 平成22年度土別市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 平成22年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第23号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書について

意見書案第24号 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書について

意見書案第25号 労働者派遣法の抜け穴のない抜本的見直しに関する意見書について

意見書案第26号 介護保険制度の抜本見直しに関する意見書について

意見書案第27号 ワクチン接種に関する意見書について

意見書案第28号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

3. 常任委員会から送付された申し出は次のとおりである。

調査第3号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について

調査第4号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

調査第5号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

4. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

市民課主幹 佐々木 幸美

以上報告する。

平成22年6月18日

士別市議会議長 山居 忠 彰

議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第7号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となりました報告第7号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、出資団体であります士別市土地開発公社における平成21年度の経営及び決算の状況並びに平成22年度の事業計画及び予算についてでありまして、詳細につきましては報告資料のとおりであります。順次その概要を御説明申し上げます。

まず、平成21年度の経営及び決算の状況についてであります。計画をいたしました先買土地取得事業及び先買用地測量委託事業につきましては、先行取得の申し出がなく、事業の実施には至りませんでした。

次に、土地売却処分についてであります。公有用地及び駅南工業団地用地のいずれも買い受けの申し出がなかったところであります。

この結果、平成21年度の事業収益はなく、販売費及び一般管理費の7万7,000円が事業損失となり、事業外収益の2,000円を差し引きまして7万5,000円の当期純損失となった次第であります。これにより、前期繰越準備金1億1,166万3,000円から当期純損失7万5,000円を差し引き、1億1,158万8,000円を次期準備金といたしましたところであります。

次に、平成22年度の事業計画及び予算について御説明ご説明申し上げます。

事業計画につきましては、公有地の拡大推進に関する法律に基づく先買用地の取得費といたしまして1,000万円及び用地測量調査費として100万円を計画したところであります。

次に、本年度の予算につきましては、計画上土地売却収入で149万円、借入金1,000万円及び事業外収入1万円を計上し、支出といたしましては、本年度事業計画における事業費1,100万円、販売費及び一般管理費30万円のほか予備費20万円を計上し、本年度の収入・支出の予算総額をそれぞれ1,150万円と定めた次第であります。

以上申し上げまして、士別市土地開発公社の経営状況報告といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。菅原議員。

17番（菅原清一郎君） ただいま市長から説明ありましたそれぞれの企業について、考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

最初に、士別市土地開発公社については、休眠状態でありまして、一切の経済活動がされて

いない中で、また今期も決算期を迎えたということでありまして、今後の方向性をいろいろ昨日の九十九山の土地のこれからの利用目的等々についてお話があったわけですが、この企業としてですね、これから市の連結決算の中で、いろんな企業が連結の中で評価をされるということもあってですね、これからの市で今、持っていらっしゃる土地開発公社については経済活動が今年もされていないと。

あるいはまた翠月についてもですね、昨年度の実績、若干前年度より落ち込んでおりまして、しかしながらそれぞれ宿泊、宴会、入浴、食道、それから物産と、そういうセクションがあるわけでありまして、若干の落ち込みはあるものの、非常に企業としては頑張っているんだろうと私は思っております。

しかしながら、合宿等々の大幅な減少から稼働率が非常に落ち込んでいるということもありまして、翠月に至っては、昨年度、宿泊部門の稼働率が48.1%ということでありまして、この辺の問題点もそれぞれの企業で鋭意努力している中でありますが、市としてどんなにかわりをもってこれから支援していこうとされているのか、その点もちょっとお聞かせいただきたい。

それから、畜産物加工株式会社の売り上げについてもですね、大変頑張っていたいただいて、卵の製品等々について、その付加価値を高めた中で売り上げが昨年度は随分伸びたと、そういうまた企業努力もあるわけでありまして、市として全体の関係についてどういう支援をこれからしていこうとされているのかお聞かせいただければと思います。

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えをいたします。

土地開発公社の今後ということでありまして、翠月等については、この後の議題ということで、そちらのほうでお答えをさせていただきます。

土地開発公社の今度ということでありましてけれども、このつくも用地、御承知のとおり公社で取得後、ずっと公社が所有している中で、途中、道立総合スポーツセンターの用地としての活用ということも考慮しながら、公社が所有している土地ということになります。

道立総合スポーツセンターについては、道の財政状況等々のこともあって実現しなかったわけでありましてけれども、公社としてはこのつくも用地のほかに駅南工業団地等の土地も有しながらありますけれども、今、こういった経済情勢の中で、なかなか売買に結びつかないというのが現状であります。

このつくも用地については、さきの一般質問においてもパークゴルフ場の用地ということでお答えをいたしております。候補地の一つとして、これから検討していくわけでありまして、あくまでもパークゴルフ場としてどうなのかという視点で、今後検討していかなければならないということになるのかというふうに考えています。

仮にパークゴルフ場がこの用地でだめだったとした場合ですね、その後の利用ということについては、今、この段階で具体的な案は、正直持ち合わせていないというのが現状でありますけれども、例えば宅地なり、そういうことで分譲するというようなことを考えたにしても価格

の問題等々もありましょうし、またそこで売れ残った用地の問題等々も出てくるかというふう
に思いまして、難しい課題だなというふうに考えています。

ただ、このつくも用地については、市街地に近い、一団の用地ということでもありますので、
今後、この用地の有効活用が図られるよう、市としても、あるいは公社としても慎重に対応し
ていかなければならないというふうに考えています。

この公社については、25年までの間に解散に向けて整理をするということで今作業を進めて
いるところであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） ちょっと先んじて一括質問してしまいまして、訂正させていただきま
すが、今、部長のほうから今後の方向性、考え方をお聞かせいただいたところでありますが、
この土地については非常に道立体育館の問題から、あの土地を購入して今日まで来ているとい
うことでありますが、今後の見通しとしてですね、やはり宅地化とか、そういうものも考えら
れるとは思いますが、必ずしもパークゴルフ場に、そこをつくるためにこれを使うのはどう
かなと私も思っておる一人であります。

流動負債という形で土地の取得がそのまま台帳に残っているということで、財産を持っている
ということ非常にこれを清算するというふうに至るのもですね、大変だなというふうな思
いもあるんですけども、その辺は慎重にですね、パークゴルフ場にするからそこを消化する
ということじゃなくて、いろんな意見を参考にしながらですね、将来的にこの企業をどうする
かということもしていければなとは思いますが、最終的には、やはりこの企業を清
算してやる考えに将来的には行く方向なんでしょうか。そのことだけお聞かせください。

議長（山居忠彰君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

今、菅原議員のほうから土地開発公社が解散した折の清算時における対応についてお伺いが
ございました。今、出資団体の報告の中でも、市長から報告していただいたとおり、何と申し
ましても借入金2億3,700万の短期借入金を抱えている状況でございます。こうした借入金を
一つ清算する手法といたしまして、今、総務省のほうで措置されております第三セクター等の
改革推進債、起債で100%充当できるという起債がございます。これにつきましては、一定の
借り入れの要件がございますが、これを借り入れる方法が1つ考えられます。あともう一つは
土地開発基金、これは基金残高約1億8,000万ということで、この基金を用いて、今、借りて
おります2億3,700万を一部清算という手法も考えられます。

ただ、起債を借りますと公債費比率が上がってくるという関係もございますので、これにつ
きましては土地開発公社を担当している企画課と財政課のほうで検討していく中で、例えば25
年までに解散するのであれば、今言ったような資産の関係、現金化した折にはどういった状況
になるのかというのを含めて、今年度中にある一定の方向性を出してですね、23年度以降、工

程表をつくる中で、るる検討する中で25年の解散、この第三セクター改革推進債の借り入れが平成25年度までという期限つきでございますので、このタイミングに合わせまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 一番大きな土地の取得にかかわったつくも用地が2億7,500万ということで、ちょうど私どもが市議会にまだ入る前の、ずっと先の購入にかかわったことがないもんですから、何度も繰り返して聞くようで申しわけないんですけども、あそこの面積ですね、どれくらいあって、例えば宅地化にする場合には宅造しなればいけないと思うんですよね。宅地造成するためにはどれくらいの費用がですね、大ざっぱにかかるんだろうなと、いつも思っていたんですけども、面積と宅地化にした場合に、例えば区割りして宅地造成した場合に、またそれも相当な経費がかかわってくると思うんですが、大ざっぱにそういうことを検討された経緯というのはあるんでしょうか。

議長（山居忠彰君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） つくも用地の取得に関しましては、平成11年、当時の深沢建設さんが持っていた用地を土地開発公社が先行取得したという経過がございます。面積で申し上げますと、つくも用地につきましては約6万8,300平方メートル、今期の期末におけます帳簿上の簿価といたしましては、約2億7,500万の金額となっております。

そこで、御存じのとおり、用地につきましては一部傾斜地も含んでおりまして、それを含めて約6万8,000ということになっています。そこで、菅原議員からお話のあった、仮に宅地造成をしたときに有効面積がどれだけとれるかというのは、改めて測量しなければなりませんし、宅地造成となりますと、新たに上下水道なり、道路なり、ある一定の面積があれば公園等の緑地も設けなければならないということもありますので、現在宅地造成に向けた具体的な検討まではちょっと至っていないのが現状でございます。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 質疑に当たっては、議題に供されたものから順次発言をしていただきたいというふうに思います。

斉藤議員、どうぞ。

18番（斉藤 昇君） 土地開発公社の基金が1億8,000万あると、こうおっしゃっているんだけれども、ちょっと全体ですね、基金も含めた中身ね、結局一時借入金で言いますと2億三千何ぼですかの借り入れになっているけれども、実際にはつくも用地にかかわって借りている部分、借りてこの借り換えやっていくんだと思うんだけれども、そうすると4,000万ほどは、これはもう買ったときから見たら減っているわけですね、買ったのは2億7,500万なんだから。そういうふうになりますから、今、そうしたら基金が何ぼ、約1億8,000万と言ったけれども、そうしますと土地開発公社を整理するとしたら、どれだけのお金がいるということにな

るのかということだと思っんですよ。基金は使えばいいんですから、崩して。そういう計算と
いうのはどういうふうになっているのか、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいんですけ
れども。

議長（山居忠彰君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） 斉藤 昇議員のほうから清算した段階での資金の確保というか、
そういった観点での御質問がございました。つくも用地を取得したとき、実質2億7,500万で
買ってありますが、現在、土地開発公社が抱えている借入金全体としては2億3,700万という
ことで、当時から約4,000万減っています。これも平成15年までは土地の抱えているものの、
例えば工業団地で売れたものだとかですね、例えば保育所用地を売った分だとかということで
当時、一番大きなもので申し上げますと平成15年に工業団地にホクトヤンマーが進出した際に、
これ5,000万で売っております。そこでの差益が当然ありましたので、そこに借入金の一部を
圧縮するという形で現状2億3,700万の借入金で済んでおります。

そこで、仮に土地開発公社を清算する段階になりますと、当然資産と負債の部に分けまして、
要はその金額を整理しなければならないと。当然、2億3,700万につきましては、市のほうに
お返ししなければならないと、あとはその土地開発公社が抱えております、例えばつくも用地
が、これは簿価で2億7,500万でありますので、ちょっと改めて評価すると、多分下がると思
いますので、当然、これは評価損が出てまいります。

あとは駅南工業団地で申し上げますと、約7,000万の簿価上であります。これは現状1平方
メートル当たり1万円で今売ろうとしておりますので、仮に売れると、今度は利益が出てまい
りますので、それを相殺する中で仮に売れたときにはどうなのか、抱えたままではどうなのか、
2億3,700万の返す分はどうかという部分の資産と負債をそれぞれ現金化して、それじゃ
幾ら足りないのかという部分ですね、そういう決算で、それに例えば土地開発基金で持って
おります1億8,000万を充当して、なお足りないものについては、例えば一般財源で措置する
のか、あるいはそれを先ほど申し上げた起債で申請するのか、いろんなことがありますので、
それらを含めてですね、今年いっぱいかけて現金ベースで置きかえたときにどうなるかとい
うことは、今年1年かけてですね、その方向性含めて検討していかなければならないと思っ
ております。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 土地はまず置いておいて、財産だから。これはもう置いておいて、今、
そうしたらあれですか、借入金との関係でいえば2億3,500万は借り入れなんだと、現金でい
えば、それで1億8,000万の基金も持っているんですと。そうすると5,000万のお金があれば、
この借入金はなくてもいい。ただ、土地はまだあるから、土地開発公社として見ればですよ、
現金で言えば5,000万あればチャラになって、財産だけはちゃんと持っているというふう
に判断できるわけなんです、そこら辺もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいんですけども。

議長（山居忠彰君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） 申しわけありません。

とりあえず土地開発公社が抱えております短期借入金は2億3,700万がございます。それをどうしても清算しなければならぬということになりますと、土地開発基金で約1億8,000万の基金残高がございますので、それを差し引きますと約6,000万近くの資金が不足してまいります。それを、一般財源を上乗せして、それで埋めるという手法はございます。借入金は、その段階ではなくなるということです。

基金はですね、市のほうで持っております土地開発基金という基金がございますので、これが約1億8,000万ほどございます。それに2億3,700万からの差額が約6,000万程度になると思っておりますので、それを一般財源で措置していただくとその借り入れ分は基本的には清算できるという考えでございます。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 結局、2億3,500万のお金というのは、金利が7万何ぼというのは、これは1日か2日ということなんでしょう。3月31日に返して、4月の初めにまた借りるということで、金利は7万かそこらかかっているというのは2億3,500万の金利だと思うんだけど、そうするとあそこをつくも用地をですよ、用地の部分というのは2億7,500万というのは、随分与えるけれども、それで若干下がっても、売れば相当土地開発基金も残って清算ができるというふうになるんですか。土地開発基金というのにしたら、ただずっと積んであって、どこでこうわかるようになっているんですか、決算上なんかは。ちょっとそこら辺もわからないんですけども、教えていただきたい。

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 土地開発公社の資産の関係で申し上げますと、土地としては今3億5,000万円ほどの簿価上の土地を持っていると、そして片や2億3,700万円の短期借入金がありますという今、状況です。そこで、この開発公社を清算するという段階では、市のほうで持っている1億8,000万の基金に一般財源で約5,000万ぐらゐを足して、2億3,000万の清算をすると、2億3,000万で土地とかは全部市のものになるという考え方になっています。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 1つはですね、パークゴルフ場に例えばあそこをするのに、市でその土地を買い戻してと言うから、そうしたら2億7,500万で買い戻さないでもいいということなんですか、清算されたらということ。簿価はそうなっているけれども、ちょっと答弁して。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 先ほどからの説明がですね、あくまでも土地開発公社を25年度までに清算するという方向の中での説明でありまして、そのときには2億3,500万をですね、公社が抱えている借り入れの部分を手当てしなければならぬということで、1億8,000万の基金は公社にある基金ではなくて市の基金で、市があくまでも公社の土地を買い取るということで、市は

1億8,000万の基金を取り崩し、そのほかに先ほど言いました第三セクター改革推進債になるのか、あとは一般財源で手当てするのか、それを積み増して2億3,500万にして公社から土地を買い取るということで、公社にそれで2億3,500万入って、それは借り入れに充てるということで、公社はそれで清算されるということになりますけれども、あくまでも市がですね、2億3,500万を出して買い取るという形になりますので、この後、パークゴルフ場にするということであれば、そのままその土地を充てることになりまして、あとはですね、当面、先ほど菅原議員から御質問あった活用がしっかり決まるまではですね、普通財産として管理していくという形になろうかと思えます。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 菅原議員も質問していたけれども、例えばですね、あそこの土地をパークゴルフ場一般にやってしまうと、続きのほうはどうなるかということございますよね、今、土取場になっているところ。これらがどうなるかということもあって、手前をパークゴルフ場にしてしまうと、奥のほうの利用から何からというのはどうなっていくんだという問題もありますしね。

それから、一応簿価はそうなっているんだから、2億7,500万、土地開発公社としてはそれぐらいの値段で売らなければならんけれども、若干下がるとは思うんです。しかし、実際にやっぱりああいう土地というのは、スポーツセンターにでもするかということも用地として考えたときもあったわけですし、それを安易にそういうところに転用するよりも、やはり宅地造成なんかやったりして、ある程度、一定安い宅地の供給なんかをやっぱり市民に提供するぐらいのことも検討だけはしてみる必要あるんでないかというふうに思うんですけども、いや、それはもうだめなんだと。やっぱり南のほうだけ伸びていくんでなくて、北のほうも住宅団地として建設されていくということは、土別小学校や土別中学校の学区、人数の問題なんかございますよね。南のほうは伸びているけれども、北のほうはだんだんと小学校の人数なんかも少なくなっていくという状況もあるし、そういう住宅政策なんかもある必要があるのでないかと、こう思うんですよね。

私どもみたいな年になったら新しく家を建てるなんてこともないけれども、やはり若い人たちは新しい家を新築してそこに住まいをするということがあるわけだから、そこには保育園でありますとか、小学校、中学校に入っていく、そういう若い世代がやっぱり入居できるんで、公営住宅政策もそうでないかということも前に申し上げたことありますけれども、土地開発公社としても、そういう住宅を供給していくようなことなんかも一回検討してみてもいいんじゃないかと、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 公認パークゴルフ場の建設に当たってですね、一団の土地というところが36ホールを造成できるということがあってですね、まずはつくも用地ということも候補地の一つということで出したわけがありますけれども、今回の議会の一般質問の中でもいろいろ御

答弁させていただきましたけれども、一つは多寄にある公認コース、フラットなコースと、もう一つは起伏に富んだコースの造成ということもありまして、その中でゴルフ場の用地も一つの候補地ということが出てきたわけでありますので、そういった意味で今後のパークゴルフ場としてのあり方を考えていくということと同時に、つくも用地につきましても、そのほかの土地開発公社が持っている土地全体につきましても、広くはこれ市の財産でありますので、ただパークゴルフ場をどこにするかという論議ではなく、今、斉藤議員からおっしゃられたとおり、全体の活用としてですね、長い目で見たとき、どういった活用が市のこれからの設計上、どういった位置関係にあるのがいいかということも含めてですね、しっかり論議をしながら、また今日いただいた御意見も大変貴重な御意見ということでありますので、また議会にも相談させていただきながら、その方向性について決めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告を終わることにいたします。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第2、報告第8号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第8号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、土別市農畜産物加工株式会社の第15期営業年度における経営状況並びに出資金の管理状況及び第16期営業年度における事業計画及び予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第15期営業年度の経営及び決算状況についてであります。当期も市場性の高い卵製品を中心としながら、地元農畜産物を原料としたバレイショ、キャベツなどの加工製品について、すぐる食品株式会社を総販売元とするほか、いももちなどの農産加工製品について、自社ブランドとして市内外等での販売強化に努めてまいりました。

そこで、売り上げ実績といたしましては、20年に発生した事故米の影響で受注が減少していた卵製品について、やや回復したものの、国内景気の低迷が続く中で一部大型量販店への販売が不振となったため、結果として製品売り上げ総数量につきましては564.8トン、売上額は売り上げ目標額2億6,990万円に対し93.9%の2億5,337万1,000円となり、その他営業外収益34万7,000円を含めまして、第15期営業年度における収入総額は2億5,371万8,000円となったと

ころであります。

具体的な製品別売り上げの状況で申し上げますと、バレイショ製品についてはいももちほか27品目となっており、売り上げ数量は221.6トンで、売上額は8,404万円であります。キャベツ製品については、お好み焼きの一種であるモダン焼や小さなネギ焼を中心とした22品目で166.4トン、7,475万7,000円、卵製品は錦糸卵など21品目で176.8トンの9,276万3,000円となり、その他の売り上げとして181万1,000円であります。

次に、費用といたしましては、売り上げ原価が2億4,021万1,000円、販売費及び一般管理費で1,340万1,000円、営業外費用8,000円、法人税充当額7万9,000円で、支出総額は2億5,369万9,000円となり、この結果、総収入から支出総額を差し引いた1万9,000円が当期純利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第16期営業年度の事業計画及び予算について申し上げます。本期は、これまでの15年間の経験と実績を踏まえ、全国的な販売網と市場性が確立されている卵製品を軸としながら、地元の農畜産物を原料とした製品の生産・販売に努め、売り上げ目標額の達成を目指すことで事業運営の安定化を図るとともに、地元生産者の所得向上にも寄与できる施設として発展できるよう一層努力をいたしてまいります。

このことに基づく収支計画についてであります。バレイショ製品、キャベツ製品、卵製品の売り上げによる収入総額を2億6,000万円といたし、これに要します費用は売り上げ原価、販売費及び一般管理費などで2億5,950万円を計上し、第16期営業年度の経常利益を50万円と見込んでいる次第であります。

以上申し上げます、土別市農畜産物加工株式会社の経営状況の報告といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） 先ほど菅原議員から御質問ございました市の支援について御答弁申し上げます。

市が支援できますのは、工場の生産効率の向上、あるいは作業効率の向上ということで施設の増設だとか改修だとかそういうものですね、あとは学校給食でこの製品を使ってもらえないかとか、そういう支援だというふうに思っていますし、中心的にはやっぱり生産効率を上げるために施設を改修するときに支援をするということになるかというふうに思います。

昨年度もですね、15年経過しているということで、煙突が老朽化して危なくなったりとかですね、工場内に部品をかなり積み上げてあって、作業効率が非常に悪いということがございまして、倉庫を増設したというようなことがございます。

21年につきましては、経済危機対策の臨時交付金を使いまして3,000万円ほどかけて施設の

増設等々の支援を行ったということでございます。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第8号は報告を終わることにいたします。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第3、報告第9号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第9号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、株式会社翠月の第13期営業年度の経営状況並びに出資金の管理状況及び第14期営業年度の事業計画、予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第13期営業年度の経営及び決算の状況であります。今期は、長引く景気低迷や金融危機など国内外の経済が混迷する中、宿泊等の利用が減少し、厳しい状況下での経営を余儀なくされた年度となりました。

このような環境の中、宿泊部門においては、これまでの利用者に対し宿泊利用に向けたPR活動を行うとともに、顧客ニーズにこたえるため、快適な環境整備と接客サービスに努めてまいりましたが、一般宿泊の利用では増加したものの、実業団の合宿や寒冷地試験関係者の宿泊利用が減少し、年間宿泊者数が前年を下回る結果となりました。

レストラン・宴会部門においては、地元の新鮮な食材にこだわった四季折々の季節感のあふれる料理や土別サフォークラムオリジナル料理の提供のほか、日本酒と料理を楽しむ会やワインと料理を楽しむ会などの各種イベントを開催し、より多くの利用客を誘致する営業を行いました。その結果、仕出し及びレストランの宿泊利用者では若干減少いたしましたが、宴会及びレストランの一般利用者では増加いたしましたところであります。

入浴部門では、利用者の拡大に向けた新たな取り組みとして、ゴルフ場利用客に入浴割引券の配布による入浴利用の誘因を行い、これにより全体の入浴利用者が前年に比べ4,798人増加し、入浴利用者の拡大が図られたところであります。

その結果、営業実績といたしまして宿泊部門では1万2,703人の利用客で、売上額が6,485万円、宴会部門では2万2,898人、6,015万7,000円、入浴部門では6万516人、1,985万円、食堂部門では4,184万1,000円、特産品部門では788万9,000円、その他研修室貸し室料等では54万4,000円となっており、これら各部門を合わせた総売上額は1億9,513万1,000円となり、これに営業外収入130万7,000円を含めまして、第13期営業年度における収入総額は1億9,643万

8,000円であります。

次に、費用では、売り上げ原価が4,993万円、販売費及び一般管理費で1億4,610万5,000円、固定資産売却除却損11万7,000円、法人税等充当額26万9,000円、支出総額1億9,642万1,000円となり、差し引き1万7,000円の当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第14期営業年度の事業計画及び予算について申し上げます。今期も合宿及び寒冷地試験関係者等の宿泊客や家庭行事に伴う家族等の新たな宿泊客の誘致に努めるとともに、地元食材を活用した新鮮でおいしい料理の提供や、四季折々の特別企画や各種イベントなどを開催いたします。

また、入館者を対象に「風呂の日」や入浴回数券などの割引サービスを引き続き実施するとともに、ゴルフ場利用客への入浴割引券配布による顧客の開拓、更には一般管理費など支出全般にわたり一層のコスト低減を図りながら、多くの利用者に親しまれる施設運営と経営の安定化に努めてまいります。

この事業の収支計画であります。収入といたしましては、基本となる宿泊、宴会、入浴の利用客を6万9,000人と見込み、これに食堂、特産品、研修室貸しつけ料等を含めて1億9,500万円、これに要する費用といたしましては売り上げ原価、販売費及び一般管理費を合わせまして1億9,362万円を計上し、第14期営業年度の経常利益を138万円と見込んでいる次第であります。

以上申し上げます、株式会社翠月の経営状況報告といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 先ほどは大変失礼しました。

この機会に、ただいま市長から提案理由、報告がされたわけではありますが、ちょっと気になる点を何点か、じゃ、この機会に質問させていただきたいと思います。

初めに、先ほどもお話ししたとおり、この施設については宿泊部門と、それから食堂部門が若干の落ち込みということでありまして、宴会と入浴部門はそれぞれ103.4%、104.8%ということで、対前年比からすると伸びている。やっぱり落ち込み部門が宿泊部門の稼働率が50%を割っていると、48.1%ということで、ここを何とか強化していかなければいけないだろうというふうに思うわけではありますが、設備がだんだんと古くなってくると、客離れもやっぱりそれと同時に比例していくのかなというふうなことが1点、そしてまた最近の合宿にかかわる、そういう減少が主な理由なんだろうと思っておりますが、総じて会社経営の中では対前年比260万程度の減少ということで、大変頑張っているんだろうというふうに思うわけであります。

そういう中で、ちょっと今、市長のほうから説明あった中で、営業外収入ということで130万7,000円という説明がありました。これは雑収入というのが127万あるわけではありますが、私

が調べたところによりますと、これは館内に置いている自販機の売り上げだそうであります。そうすると、自販機は館内に置いていけばですね、当然のように一般の売り上げのほうにですね、入れてもいいのに、どういう理由で雑収入にしているのかを1点お聞かせいただきたいと思えます。

それと、経済部長のほうからも先ほどいろいろあったわけですが、こういうセクターに関する、そういう経済支援していますよね。設備計画と設備支援をしていると。そういうときに、このセクターがそれぞれ持っている会計処理はどういう形でそれをやられているのでしょうか。例えばですね、設備投資をしたとすれば、どの部門、例えば建物を直したんだったら建物のほうにですね、その投資額を算入しなければいけないのに、そういうことは一切されていないように思うんですけれども、市とセクター側の、例えば翠月のほうとのかかわり、会計処理上のかかわり、そういうものはですね、そういう資産計上はしなくていいのでしょうか。

その点を2点、最初にお聞かせください。

議長（山居忠彰君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

まず、1点目の雑収入の中に自販機の手数料が含まれているということでございまして、先に御説明いたしましたけれども、翠月におきましては会計のくくりが宿泊部門、宴会部門、それと入浴、レストラン、特産品、その他ということに区分しているわけでございますけれども、自販機の販売手数料という部分でいきますと、これらそれぞれの部門に専門的に仕分けができるという内容になってございませぬので、雑収入という扱いをしているのだらうと思えます。

それと、設備の支援でございますけれども、基本的には建物等市が建築しまして、設備も含めてですが、貸しているという形になっています。そこで、それらの償却というのは会社では、当然、貸すという形になっておりますので、償却はしておりませぬ。ただし、建物の修繕が発生した場合には、内容によって会社のほうで償却処分をしているところがございませぬ。

翠月に関しましては、市から指定管理料を支払っていませんで、すべて自己資金で賄っているということがございませぬ。そうした工事が発生した場合、あるいは会社独自で備品、機械、器具等を購入した場合については、会社のほうで償却しているという形になっております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 自販機のほうから申しますと、館内に置いている施設なので、それに売り上げが生じているにもかかわらず雑収入ということは、じゃ例えば自販機がですね、どういう契約されているかということ、予想ですが、あそこに自販機を置かせてやっていると、業者さんに。それで、その電気代と売り上げのパーセンテージの何%かいただいているから、そういう取引が、要するに仕入れも生じていないしということで、そこからの手数料ということで雑収入に入れているのでしょうか、それが1点。

それから、建物等の設備にかかわった経費は市が貸している物件だからいいということであ

りますが、じゃ、今次長がおっしゃった中でバランスシートのほうを見ますとですね、建物の附属設備とか、それから機械装置とか、車両は当然そうなんでしょうけれども、それから一括償却資産という形で何点が償却資産が載っていますよね。この部分については、じゃ翠月が独自に設備投資をした部分なんですか。

当初につくられた時点で、建物全体につくられたときのものはじゃ市が全部貸し出して、それは無償で貸しているんだという解釈でよろしいんですか。

議長（山居忠彰君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

最初に、自販機の件でございますけれども、経理上、手数料という形で経理をされておりますので、雑収入のほうに計上をしております。

それと、償却資産の関係でございますけれども、当初、市が建てた建物、あるいはそれに付随した設備等につきましては、使用貸借と申しましょうか、無料で貸しておりますので、これについては償却をしておりますが、その後、例えば和室を改修したですとか換気扇を改修した、あるいはふろの設備を修理した、あるいは自動車、冷蔵庫、エアコン等の導入の部分でいきますと、これらについては会社のほうで償却をしております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 税法上、非常に特例でこういうふうな形で認められている施設なんだなというふうに思うわけでありまして、それならばですね、例えば小破、小さな修理は自前でやると、じゃ市のほうではその一定のライン、例えば金額で決めているのか、資本的支出、当初からつくられたもの、例えば窓が全部改修だとか、小さな部門でも、そういう例えば設備にかかわる問題、それから金額で定めているのかですね、市で支援する場合、そういう一定の基準なんていうのは設けているんですか。あれば、その基準もお聞かせください。

議長（山居忠彰君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） 先ほど御説明いたしましたとおり、こちらには指定管理料を支払っていないということで、基本的に小破と言われる部分についてはすべて会社側が負担をするということでありまして、今後、建物の大規模な改修等が生じた場合につきましては、当然、これ協議の上、市が負担をしなければならないこと、することも考えられますが、これまでの改修等につきましては、会社のほうですべて負担をしているというところでございます。

以上です。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） ですから、じゃ、金額の基準はないんですね。小さくても、そういう設備投資の場合についてはするということ、あくまでも自前でやるのは修理とか、そういうことに考えていいんですか。

それと、一等最初にお話しした稼働率に対しての市のこれから、今年に向けてのどういう支

援をこの企業にして、宿泊部門、あるいは落ち込んでいる部門を引き上げするためにですね、市はどんなかかわりするか、この機会にお聞かせください。

議長（山居忠彰君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

小破等修理、修繕に関する額の定めはございません。協議をすることにはなっておりますが、一定の額の以上、以下という定めはございません。

それと、市の支援でございますけれども、議員御存じのように、あそこはもうスポーツ合宿センターということを目的にして建てられた施設でございます。夏季はスポーツ合宿、冬季は各メーカーの冬期試験で利用されております。ただ、今般の経済状況の中でですね、それら宿泊数が大きく落ち込んでいるということがございます。

こういった合宿ですとか、冬期試験ですとかという部分でいけば、人と人が顔を合わせてなじみになるということが営業的には一番大きいんだと思います。スポーツ合宿などで申しますと、全日本実業団の大会などにですね、支配人が直接出向いて各チームを回るだとか、あるいは冬期試験の皆さんが来たときにはですね、できるだけ多く触れ合うような努力をいたしているところでありまして、市といたしましても、それら企業あるいは実業団のチームと、きちっとおつき合いをさせていただくということで、土別とそれぞれの企業、チームの関係は更に深まるような努力をいたしまして、これまで以上の来市、あるいは宿泊の利用という部分で増加を支援してまいらなければならないものと考えております。

またですね、全体的な経営で申しますと、定期的なですね、経営会議、企画会議などにも市として積極的に参加しまして短期の現状分析と、それに対応する素早い対策を打ち出すところにですね、ともに経営を支援する中でよい結果が出るように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 最後にしますけれども、非常に合宿等々の誘致に関しては、いろいろなセクションでいろいろな人がみんなかかわりを持って応援していると思うんですね。翠月にかかわらず、土別市の大きな産業の一つだとも思いますし、十二分にですね、この辺、強力にやってほしいなど、翠月だけじゃなくて、ほかの旅館もそうですし、あるいは朝日のジャンプのほうもあるわけですから、以前からの知り合いだからということじゃなくて、常にやはりですね、PRしていかなければいけない。市長もかなりおっしゃっていますけれども、来て当たり前だと思っていると、いつの間にかいなくなって来なくなると、私はそういう経験を過去に朝日町の時代したことがあって、非常に取り戻すのが大変な労力必要なわけで、今、来ている間にいろいろな手を打ってですね、それがこういう翠月なんかの営業にもかかわってくる問題なので、そういう形で進めてほしいなと思うわけであります。

ただ、さっきからおっしゃっている小破だとか、設備投資にかかわる支援の基準がないとい

うのは、何か、私が悪く考えればですね、決算調整しているなと思うんですよね、こういうのを見ると、帳簿調整しているというふうに思ってしまうんですよね。要するに、毎年、わずかながらの利益を計上して黒字経営にしていると。そうすると例えばですよ、設備投資をすると当然減価償却費が帳簿上では発生してきますよね。ですから、その費用が大きくなってくると、設備投資する、大きな設備は市でやっていただく、それは一切関係ないんだと。じゃ、小破は、例えば赤字が出るようであれば、それは市にお願いするとか、そういうふうになってきているんじゃないかなと。そうすると、企業が非常に市に対しておんぶにだっこになってしまうと、甘い体質になるという観点からいくと、やはり基準を決めて、そういう支援対策が必要じゃないのかなと。

これは、翠月に限らずほかの企業にも言えることなんですが、そういうことがあり得るんじゃないかと思うので、この機会にぜひですね、その辺を何か基準を設けることを提案したいなと思いますが、いかがですか。

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） お答えをいたします。

修理の関係でございますが、市と翠月のほうで協定があるようでありますので、今、ここにございませぬが、どの部分、どういう形については市で持つよ、この部分については翠月が持つて下さいという協定があるようでありますので、それにのっとって対応しているということでございます。

市の支援の関係で次長のほうからもお答えをいたしました、今年取締役会の中で改めてですね、翠月もそうあります、羊と雲の丘も含めてでございますが、一緒に経営改善に向かって努力をしようということで、毎月1回、経営企画会議を開催しようということで決めましたので、ぜひですね、一緒になって経営改善に向けて努力をしてみたいというふうに思っています。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第9号は報告を終わることにいたします。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第4、報告第10号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第10号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、羊と雲の丘観光株式会社の第19期営業年度の経営状況並びに出資金の管理状況及び第20期営業年度の事業計画、予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第19期営業年度の経営及び決算の状況であります。今期は景気の低迷が長期化している中で、新型インフルエンザの流行や天候不順の影響により一般利用客や観光ツアー客が減少し、加えて仕入れ価格等が増加するなど、厳しい状況下での経営となりました。

しかしながら、こうした環境下ではありましたが、羊飼いの家においては、土別サフォークラムオリジナル料理や特製ジンギスカンの顧客定着化にあわせ、レトルトスープカレーやお持ち帰り用ジンギスカンを中心とする土産品等の販売強化に努め、利用客の拡大を図ってまいりました。

また、サイクリングターミナルにおきましては、合宿関係及び企業関係などの定期宿泊利用者の安定確保を図るとともに、食事や宴会などの料理については、地元の新鮮な食材を利用するなど献立に工夫を凝らす一方、仕入れや販売管理費用の節減に留意するなど、収益性の向上に努めてきたところであります。

めん羊館におきましては、世界のめん羊展示とあわせ、毛刈りショーやシーブドックショーなどのイベントによるほか、8月のめん羊工芸館のオープンにより入館者が前年を上回る結果となりました。また、サフォーク羊の生産・販売については、良質な羊の生産と安定供給に努めてきたところであります。また、サフォーク羊の生産・販売については、良質な羊の生産と安定供給に努めてきたところであります。また、サフォーク羊の生産・販売については、良質な羊の生産と安定供給に努めてきたところであります。また、サフォーク羊の生産・販売については、良質な羊の生産と安定供給に努めてきたところであります。

各部門別の営業実績につきましては、レストラン部門では1万8,264人の利用客で、売上額は2,162万4,000円、バーベキューハウス部門では6,660人、1,709万1,000円、売店部門では1万213人、1,278万4,000円、サイクリングターミナル部門では1万4,862人、売上額はつくも青少年の家を含めて3,096万4,000円、世界のめん羊館部門では1万2,693人、売上額は1,036万円、これら各部門の総売上額は9,282万3,000円となり、このほか、施設の指定管理料収入等で5,014万9,000円、営業外収入63万5,000円を含めまして、第19期営業年度における収入総額は1億4,360万7,000円であります。

次に、費用では、売り上げ原価が3,754万4,000円、販売費及び一般管理費で1億542万7,000円、開業費償却につきましては34万5,000円とし、当初の開業費をすべて償却したところであります。このほか、法人税等充当額が28万円で、総支出額1億4,359万6,000円となり、差し引き1万1,000円の当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金2,500万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第20期営業年度の事業計画及び予算について申し上げます。今期も本市観光拠点施設としての位置づけのもと、羊と雲の丘の雄大なロケーションを生かしながら、レストランにおいては土別サフォークラムオリジナル料理、特製ジンギスカンの一層の定着拡大とあわせ、星空の下のビール会、クリスマスパーティーなど各種イベントの実施、また世界のめん羊館にお

いてはシーブドックショーや毛刈りショーの実演と、昨年開設しためん羊工芸館との相乗効果を波及させながら、観光客等交流人口の拡大を推進するものであります。

更に、サイクリングターミナルにおいては、寒冷地試験、合宿関係等の定期宿泊客及び一般利用客に対して一層のPRを行い、顧客の定着化と新たな利用客の開拓を進め、健全な運営に向け努力いたすものであります。

これら、本年度事業の収支計画であります。収入といたしましては、羊飼いの家、サイクリングターミナル、世界のめん羊館の利用客は総数で6万4,200人を見込み、収入総額では、これら各施設の売上額と管理運営に係る指定管理料収入等を含めて1億4,588万8,000円、これに要します費用といたしましては、売り上げ原価、販売費及び一般管理費を合わせまして1億4,543万円を計上し、当期利益を45万8,000円と見込んでいます。

以上申し上げまして、羊と雲の丘観光株式会社の経営状況報告といたします。（降壇）
議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。神田議員。

16番（神田壽昭君） 羊飼いの家、サイクリングターミナルと世界のめん羊館の売り上げが9,200万円です。それに対してですね、指定管理料5,000万、売り上げに対しての指定管理料の割合は35%です。この指定管理料というのは、今後、今年は口蹄疫の関係やいろいろな面で観光客の落ち込み等ですね、羊飼いの家、いろいろな面で売り上げが下がるようなことが予想されるわけですが、指定管理料というのは、そのことによって影響があるとすれば、この金額は増やすことになるのかどうか、あるいは固定されているのかですね、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（山居忠彰君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

羊と雲の丘観光株式会社の指定管理料についてでありますけれども、一つには羊と雲の丘の施設管理の部分で、あそこにあります花壇ですとか周辺の環境整備、百樹園、あと体験学習施設警備という部分での指定管理の算出、それとサイクリングターミナルの運営に関する指定管理、それと世界のめん羊館にかかわる管理運営のための指定管理料というふうにして積算されて、先ほど議員のおっしゃられた額になっています。

それで、一つにはこの施設の指定管理の契約が3カ年ということで、この金額で3カ年指定管理をお願いしているわけでありまして。議員もおっしゃっていましたが、今般の経済状況に加えてですね、口蹄疫という観光に対しては非常に、この地方にあってもですね、打撃が予測されるような状況ではあります。

ただ、今、申しましたとおり、3年間の契約ということで、指定管理料を算出して契約をしてございます。基本的には契約の内容のとおり経営を進めていただくということが原則でございますが、最近の原油高の状況の中でですね、非常に電気料ですとか、あるいは重油、軽油等々の価格が非常に高騰したことがございました。その部分でいきますと、対応させていただ

いたわけですが、これら例えば大幅にですね、観光客の落ち込みがあると、生じることが自分たちの経営の努力を超えてですね、そういうところに大きな影響が生じるとすればですね、これはまた会社のほうと協議をいたさなければならぬとは考えておりますけれども、現時点ではそれを見込んでの指定管理料の変更という部分では、現段階では考えていないところであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第10号は報告を終わることにいたします。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第5、議案第74号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第83号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第74号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第83号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。平成21年度決算につきましては、この5月末に出納閉鎖をいたしました。医療費等の大幅な伸びから、最終的に国保支払準備基金から約9,100万円を繰り入れし、収支均衡を図るという厳しい決算状況となり、この結果、21年度末基金残高は約1億4,100万円となったものであります。

22年度当初予算では、準備基金繰入金約6,880万円を計上した上で、財源不足となる約2億4,900万円を歳入欠陥補てん収入として予算措置いたしておりましたが、21年度決算確定に伴い、準備基金からの繰り入れを約7,300万円増額することにより、現時点における歳入欠陥補てん収入は約1億7,600万円程度と見込まれるものであります。

こうした状況から、今回、税率等の改正をいたそうとするものでありますが、単年度で収支均衡を図ることは市民に大きな負担となることから、今後5カ年程度をかけて健全化に努める中、国保財政の改善を図ろうとする内容であります。

まず、税率改正につきましては、医療分の収支バランスの改善を図るため、所得割を現行の5.0から5.6%に、被保険者1人当たりの均等割及び1世帯当たりの平等割をそれぞれ2万1,000円といたそうとするものであります。

また、地方税法の改正により、国保税にかかわる課税限度額が引き上げられたことに伴い、医療給付費分を現行47万円から50万円に、後期高齢者支援金分を現行12万円から13万円に改正し、法定限度額と同額にいたそうとするものであります。

更に、22年4月1日から、非自発的失業者に係る国保税軽減措置制度の施行に伴い、事業所等の倒産や事業主の都合による解雇、または雇いどめなどの事由で離職された方が国保に加入される場合、離職者本人の前年給与所得を100分の30とみなして算定を行うなどの負担軽減策を講じるため、所要の改正を行うとともに、低所得世帯にかかわる国保税の均等割と平等割を7割、5割、2割軽減とする減額措置を引き続き適用するほか、後期高齢者医療制度へ移行することにより、被用者保険の被扶養者が国保に加入する場合、資格取得から2年間は所得割と資産割の減免措置を講じておりますが、更に後期高齢者医療制度の廃止までの間、条例減免の延長を行おうとするものであります。

次に、平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、ただいま申し上げました税率の改定並びに基準所得の確定などに伴うもので、歳出予算については、国の22年度介護納付金の概算拠出額が確定したことにより128万2,000円を追加いたしましたところであります。

歳入予算につきましては、先ほど申し上げました21年度決算に伴い、国保支払準備基金繰入金金を7,272万1,000円増額し、新税率の適用と22年度分の基準所得の確定により、国保税収を4,107万4,000円増額するとともに、退職被保険者等に係る国保税収の増額に伴い、療養給付費交付金を324万1,000円減額するものであります。

その結果、当初予算において財源不足として予算措置いたしておりました歳入欠陥補てん収入を1億927万2,000円減額し、補正後の予算額を1億3,923万1,000円とすることで予算上の収支均衡を図った次第であります。

さきの小池議員の一般質問にお答えしたところでありますが、現状では22年度末で国保支払準備基金がなくなり、急激な医療費の増加などへの対応が困難な状況となりますので、歳入確保、医療費抑制など、国保財政の健全化に全力を尽くすとともに、安定的な国保運営のための準備基金積み立てについては、今後の一般会計及び国保会計の状況を見ながら検討してまいりたいと存じます。

以上、2案件一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
(降壇)

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池議員。

11番（小池浩美君） きのうの一般質問でいろいろと国保税率の引き上げにかかわってお聞きしておりますが、税率引き上げの基本的な考え方、また内容等について非常に詳細な御答弁をいただいたところでです。

それで、ただいま市長のほうから提案されました中にですね、低所得者、低所得世帯への減

免、軽減措置について、きのうの御答弁でもありましたが、7割、5割、2割、この軽減を継続するというところで税率の値上げ幅等々も計算されておりました。

それですね、本市はここのところ7割、5割、2割、これでやってきておりますけれども、過去、何年か前にはですね、国の法律だからということで、応益、応能50対50、ここにどうしても近づけなければならないんだと、近づけないとペナルティーが来るとか何とかということですね、かなりここにこだわって税率を引き上げなければならないというような、そういう論議もあったかと私は記憶しております。

それで、ここの部分をもう少し詳しくお聞きしたいのですが、この地方税法、今回、この50対50、これはこだわらなくていいというふうになったと聞いておりますが、そこら辺のところ、こだわらなくていいのなら、あと地方自治体で自由にその軽減割合決められるのかどうか、そこら辺のところを少し詳しくお聞きしたいと思います。

議長（山居忠彰君） 佐々木市民課主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） お答えいたします。

7割、5割、2割、いわゆる低所得者軽減になりますけれども、今改正案によりまして均等割、応益割の50対50の賦課割合のほうは、市町村によって判断をするという弾力的なものになったわけですが、従前ですと45から55というのが通常の理想的な形と言われていて、その中に入っていなければ、調整交付金のペナルティーがかかるというものになっていました。

また、今改正案によりまして、その50対50の判断が市町村の判断にゆだねられるということになりましたけれども、応益割、応能割ということで考えますと、応能割のほうに余りシフトし過ぎていても、いわゆる所得の高いような世帯に重心がかかり過ぎるようなことにもなりますし、21年度の応益割合でいいますと、土別市の場合は43.7%となっております、22年、この改正案で計算させていただきますと47.4%まで応益割合が上がるということになって、若干、所得の高い層に重心を置かれていた部分を少し軌道修正しなければならないということで考えました。最近の傾向は、そういう形です。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） それじゃ、私の勘違いですね。じゃ、50対50の標準的な割合というのは別に税の文言が変わったわけじゃないんですね。これはこれで置いてあるんですね。どうなんですか。

議長（山居忠彰君） 渡辺市民課長。

市民課長（渡辺幸明君） 応能、応益割の50対50、この考え方はこれからもまた堅持をしながらですね、考えていきたいというふうに思っております。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） わかりました。

それで、次にですね、最後に市長がおっしゃっていた、仕事がなくなった方々への負担の軽

減策、これは自分の意思で仕事がなくなったわけではなくて、会社が倒産したとか、そういうことで仕事がなくなった方たちの国保税の負担を軽減するというような条項が、今回この条例改正に上がってきておりますが、市長提案の中でも説明はありましたけれども、もう一度詳しくですね、まずこの対象者、どういう人たちが対象になるのか、そしてその中身はどういうような有利な点があるのかどうか、まずそのところをお知らせください。

議長（山居忠彰君） 渡辺課長。

市民課長（渡辺幸明君） 今回の条例の改正の目的といたしましては、市長提案で述べましたが、倒産や解雇、雇い止めなどによります離職をした雇用保険受給資格者の方にですね、平成22年、今年の4月から国民健康保険税が軽減できるように今回の条例改正いたしまして、第30条に規定をいたしております。

対象者の条件でありますけれども、離職日が平成21年3月31日以降である方、離職時点で65歳未満の方、その方々がですね、雇用保険受給資格者証に記載されております離職理由によりまして該当になるということでございます。

この軽減の内容、結果といたしましては離職日の翌日から翌年度末までの国民健康保険税につきましまして、該当者の方の前年の給与所得を100分の30として算定をいたそうとするものでございます。また、高額療養費などの所得区分判定も前年取得の給与所得を100分の30として算定をいたそうとするものでございます。

以上でございます

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） じゃ、この方たちは何年たっても仕事がないと、得られないという場合は、ずっとこれは100分の30は生きていくわけですか。

議長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） お答えいたします。

この軽減制度に適用になった場合ですね、先ほど市民課長のほうから申し上げましたが、失業時から翌年度末までの間ということになりまして、この制度自体は恒久制度なんですけれども、その対象者といたしますと条件が出てまいります。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） じゃ、失業してから次の年の末までの間が対象期間であって、いろいろ仕事探しているけれども、それ過ぎても仕事が見つからないというようなそういう状況にあった場合ですね、2年、3年ぐらいたっても、そういうケースはどうなるんでしょうか。

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） ただいまの市民課のほうから御説明をさせていただいた中で、ちょっと追加をさせていただきたいと思います。

この条例改正の目的につきましてはですね、国民健康保険税が課税標準となります額を前年度の所得に求めて税額を計算し課税をさせていただいておりますので、失業されている方も、

現在失業されていたとしても、その前年の所得につきましては給与所得等がある期間で計算をされるので、これを支払う、あるいは生活が大変なので、この点につきまして軽減を図っていかうという趣旨でございますので、仕事があつてですね、所得があつて納めていただけるのが一番よろしいことかとは考えますけれども、たまたま職がない状態が続きますとですね、その前年の所得もないというようなことになりますので、それなりの計算がされるということになってございます。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） わかりました。

それですね、こういったここにかかわる対象者は土別市では、今、何人くらいいらっしゃるか把握されているのかどうかということと、そういう方たちにこのことを周知しなければいけませんよね。どのような形で周知徹底されるのかをお聞きしておきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 渡辺課長。

市民課長（渡辺幸明君） 対象者数でございますけれども、昨日、17日現在で30名の方からこの内容等につきまして照会が来ております。

この後の周知ということでございますけれども、条例等が可決いただきましたら市のホームページ、今、一部内容を入れてございますけれども、その関係でホームページ、それから広報のお知らせ版等を通じまして周知を図ってまいりたいと思っております。また、ハローワークにおいても対象となりなります方には来所時、相談時にですね、リーフレット等において周知をされているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 国保税が高くて払えないという、そういう悲鳴が聞こえる国民健康保険税、今度の改定はそこら辺も配慮しながら随分検討なさったなということは私言えると思うんですけども、しかし今までになかったような当初予算では歳入欠陥補てん収入という、これは余り聞いた言葉でなかったんですけども、これはあれですか、決算になるとこの部分は繰上充用か何かになるということになるんでしょうかということと、この歳入欠陥補てん収入というのは、これ以外にも、例えば下水道会計なんかでも使うなんていうことがあるのかということ、余り本来的には使いたくない、単年度収支が均衡とれた予算になるのがいいんですけども、やむを得ず国保の関係ではそういう収入を使ったと思うんです。

そこで、依然として今度の2億以上の補てん収入だったけれども、これを1億3,000万まで下げたわけですね。だけど、このまま行っても1億3,000万以上の国保会計は赤字ということですね、これはうまくいって。そうしますと、全部をですよ、今、収支の均衡をきちっと図ろうとしたら、1人当たり1億3,000万分ですよ、全員に求めるとしたら、1人当たりあるいは1世帯当たりどのぐらいの保険料になったのか。それをこんだけに抑えたというふうに、ちょっと試算あれば教えていただきたい。

議長（山居忠彰君） 有馬部長。

市民部長（有馬芳孝君） 前段、私のほうから歳入欠陥補てん収入についてお答えをいたします。

齊藤議員お話にございましたように、極めて異例のことというふうに私どもも考えているところでございます。かつて国民健康保険においてもですね、少なくとも平成に入りましてからこのような措置はなかったと記憶しているところでございます。

歳入、そのものがですね、不足となる場合、収入財源を御指摘のように翌年度の予算から繰り入れて不足を賄う収入という形で予算措置をしておりますので、決算時期となりますと次の年の歳入を繰上充用措置という決算が出てくることとなります。今回、約1億7,000万ほどをですね、5カ年程度かけてですね、解消ということで、約3,500万ぐらいつつですね、税收増を図りながら5年間平準化をしてですね、この税收の中で、この赤字額を回収していこうという計画を立てたところでございまして、この3,500万程度に見合う財源といたしまして税率改定、先ほど御提案を申し上げました中の率でいきますと、1世帯当たりですと約1万数千円というようなことですね、年間の負担増が生じるような形になってございます。

これは、医療給付費分の均衡が図れない以上、最低限何とかこの部分は負担増を求めなければですね、国保会計自体の料金の支払いが困難ということですね、お願いを申し上げているところでございます。

そして、他の会計、下水道等につきましては、従前、決算の段階で繰上充用ということはあったかと思えますけれども、この歳入欠陥補てん収入というのはですね、ちょっと私も記憶にないところでございます。

議長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） すみません。

ただいまの御質問なんですけれども、この歳入欠陥補てん収入となる1億3,900万相当分ですね、これを単純に赤で、単年度収支で黒で決算するためには、1世帯当たりの平均が仮に22年の税率等を使用させていただくと15万9,065円ということになるんですけれども、その歳入欠陥補てん収入相当分を、この世帯数、当初資産の3,663世帯で割りかえしますと、1世帯当たり約3万8,000円程度、これより引き上がると試算いたします。

以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） そうすると、今の試算では頑張っても1世帯1万465円という試算ですよ、それから1人当たりで言えば5,750円だけれども。そのほかに、いわば3万8,000円を新たに引き上がるという意味ですね、そうしたら、1年でやると3万8,000円だけれども、1世帯当たりですよ、それを1万465円に頑張ったというふうに思ってもよろしいんですか。

議長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） すみません。失礼いたしました。

年間15万9,065円に、この歳入欠陥補てん収入の世帯割でいたしますと3万8,000円、これが

上乘せになりまして合計で約19万7,000円になります。

以上です。

(発言する者あり)

議長(山居忠彰君) 佐々木主幹。

市民課主幹(佐々木幸美君) 申しわけありません。

引き上げ分を控除いたしますと、追加で引き上がる分につきましては2万7,535円となります。失礼しました。

議長(山居忠彰君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) いずれにしても、これ単年度でというふうになりますと、もう払えない世帯が続出する、それを5年間だけれども、5年間で回収しながら頑張っていこうという点は、やっぱりこういう初めての歳入欠陥補てん収入なんていうことの中でも努力をされたと思うんです。

そこで、もう一つは、市長もおっしゃっていましたが、基金ももうゼロですよ。何も無い。何かあったら一般会計とこう言うんだけれども、しかし赤字というか、出た部分も考えるべきだと思うけれども、基金のほうは先にもう考えるべきでないかと思うんです。基金がもう1銭もないなんていう事態はやはり基金を今年は幾ら積むんだと、来年は幾ら積むんだというふうにして一般会計でもやはり考えて、大体このぐらいは基金として、それが1億になるのか、余り高い基金を残すべきではないけれども、しかし流行性感冒なんかはやりますと、1億ぐらいすつともう医療費がかかっていくなんていう事態も生まれるわけだから、基金の問題はやっぱり早目に心して考えるべきではないかと、こう思うんだけれども、この点、再度お聞かせいただきたいと思うんです。

議長(山居忠彰君) 相山副市長。

副市長(相山佳則君) 現在の経済情勢の中で市民の方々にいかに御負担をかけないかということで検討してきたということで、今、お話の中にありましたように、単年度でそれを解決するのではなくて5年引き延ばしたといったことも一つの手法でありましたけれども、検討の過程の中では、ただいまお話にありましたように、ある程度基金を残してですね、22年度会計の中にも予備費を残して、そして更にその後、足りない部分のですね、税率を引き上げたらどうなるんだといった検討も当初はしたわけがあります。

そうなってきましたと、基金を残し、予備費も取りということになりますと、一層上がるわけでありまして、これはちょっと負担に耐えられないということでもありますので、基金も予備費もなく、基金も全部取り崩してですね、そして5年で払った場合にどうなるかということ最低基準として考えたわけです。

そこで、今お話しありましたように医療費高騰してきていると、例えば心疾患、脳疾患といったような高額医療も出てきておりますし、今年度といいますか、この冬はですね、インフルエンザの大流行というのは、たまたま幸いなことになかったわけでもありますけれども、そうい

ったこともあったときにですね、現在のこういった脆弱な構造の国保会計では、何かあったときには耐えられないということで、きのうの御答弁、一般質問の中でもですね、基金という考え方をお出ししたわけでありましてけれども、今言いましたようにいろんな、今、病院のことも含めてですね、いろんな状況ございますので、今現在の中でどれだけ積めるかといったようなことはですね、これから検討しなければならんと思いますけれども、少なくともですね、何年かかけてですね、今、斉藤議員おっしゃられた1億程度の基金は持っていないと、ちょっと弾力的な運用をできないかと思っておりますので、何とかそういった形に向けられるような検討を今後していきたいというふうに考えております。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号及び議案第83号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第6、議案第75号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第75号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険法施行令の一部が改められたことに伴い、士別市国民健康保険条例の引用条項の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第7、議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題に供し

ます。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第76号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、南小学校耐震改修建築主体工事に係るもので、6月8日、土別地域を限定とした制限つき一般競争入札に付した結果、大野・佐藤・花輪特定建設工事共同企業体が3億9,480万円で落札し、同日付をもって仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び土別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、本件入札は予定価格を事後公表としておりますが、その落札率は97.91%となっており、本特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は、大野土建株式会社42%、佐藤建設管理株式会社38%、株式会社花輪組20%となっております。

また、この南小学校の耐震改修につきましては、明年3月末の完成を予定しているところであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第8、議案第77号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第77号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、北部団地F棟新築建築主体工事に係るもので、6月8日土別地域を限定とした制限つき一般競争入札に付した結果、鈴木・三津橋・北海道ブロック特定建設工事共同企業体が1億9,740万円で落札し、同日付をもって仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び土別市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、本件入札は予定価格を事後公表としておりますが、その落札率は99.82%となっており、本特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は鈴木建設株式会社55%、三津橋建設株式会社土別支店25%、北海道ブロック住宅株式会社20%となっております。

また、この市営住宅北部団地F棟につきましては、本年12月末の完成を予定しているところであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） いや、物すごい正確だというか、びっくりしたというか、この北部団地の以前の築工事のときにも、たしか99.44%、このときも、「いや、随分99%超えた落札なんていうのは初めてだな」というふうに言って、それ以後、公営住宅の建設の落札率は97～98%台で若干推移してきたと思うんだけど、今回のやつは99.82%、これはやっぱり全国でも表彰ものだと思うぐらい、いわばこんな落札率というのではないかと、こう思うんだけど、例えばJVの組み方だけでも、これはどういうふうにしてジョイントを組ませるといふふうに、市のほうでこことこことこを組み合わせるとかというふうにして組むものなのか、あるいは業者にどういふ、建設協会なら協会に言うのか、あるいは建設業者にどういふふうにして指名するものなのか、ジョイントのつくり方、これについてどう市はかかわっていらっしゃるのか、この際、承りたいと思うんです。

議長（山居忠彰君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） ジョイントの組み方ですけども、今回の工事につきましては制限付きの一般競争入札ということで、この地域限定の一般競争入札でやっております。その競争入札の際には、告示をいたしますけれども、その告示の中で市のほうで入札参加資格要件ということで告示をいたします。その要件の中に、今回の工事は特定建設工事共同企業体であることということを条件に入れます。そして、その企業体の要件として構成員の数を2社、または3社にすると、そしてその構成員の代表者は市の資格要件の建築業者のAランク工事である者、そして代表者以外の構成員については、建築工事のAまたはBの業者ということで、その2社になるか3社になるかはその業者間でのお話になると思うんですけども、そういった格好で公募をいたしまして、それに基づいて業者のほうから、その工事にかかわっての特定企業体の申請が上がってくるということになります。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 私は、このジョイントの組み方、やはり市が、一定、ちょっと工夫してみる必要あるんじゃないかと、こう思うんですよ。というのは、この北部団地のF棟のジョイント、これを組んだのは5社でしょう。そして、いわば鈴木・三津橋・北海道ブロックが落札す

るわけですね。この落札経過見たらだよ、99.82%、市の積算、見積もりに対して落札率が。だから、わずか37万かそこらしか変わらんわけですね、100%に近いんですから。そして、あとの4社は全部100%以上ですよ、市の見積もりに対して。だから、ここはもう99.82%でも、99.9%でも落ちるといことですよ、100%以上なんだから、みんな、100%以下ならいいんですから。

しかし、それと同時にですよ、先ほど議決になった南小の耐震工事、これも3社によるジョイント、団地の工事と5社は全部同じですよ。3社ずつ全部同じ企業が組んでいるんですよ。そうしますと、先ほどのやつは大野・佐藤・花輪、97.91%ですよ。そうなりますと、後の4社、これ全部100%以上ですよ。だから、これだって97.91%だけれども、99%でもいいということですよ。全部ほかの4社は100%以上に、市の見積もりより上げているんですよ。

こういうことについて、全部の上げてきた業者の見積もりの算定の中身を検討してみたことがあるんですか。落ちた業者だけではなくて、落札した業者だけではなくて、100%を超えている業者の積算の中身、市の見積もりとの違い、こういうものを全部検討してみたことなんかはあるもんなんでしょうか。

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

入札時にですね、業者、応札者の内訳書の提出を求めたという機会につきましては、以前に予定価格をですね、事前公表したことを契機に、こういった見積書の提出を求めたところでございます。この理由につきましては、事前公表で金額を示した後に入札をいたしますので、見積もりをしない業者も落札といいますか、応札が可能になるといったことで、市の予定価格以下で出しさえすればですね、実際に施工できるかどうかのあかしもなくですね、入札がなされるということで、そういったことを防止するためには見積書の提出を求めた経過がございます。

その中で、発注担当課におきまして、設計内容と見積もりの内容をチェックして、その上で契約を結ぶという形になっておりますけれども、基本的には何を防止するかというと、やはり低入札ですね、実際に施工できない中身で落札をしてですね、求めている成果品が得られないといったおそれが生じるのではないかとといったことからですね、そのチェックをいたした経過でございます。基本的には落札者の部分についてのみチェックしているのが現状でございます。

今回につきましても、落札していなかった4JVの部分については、とりわけ細かいチェックはいたしていないのが現状でございます。あくまでも落札された方を見積もりと、私どもの設計内容とがどういうふうになっているかといったことでチェックをいたしまして、基本的には大きな乖離がある場合について、細かいところの単価までも求めるといったことはできるような取り扱いとしているところでございます。

以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番(斉藤 昇君) 先ほども申し上げましたけれども、5社のジョイントに、同じジョイントですよ、5社に、同じ2つの工事を同じところに全部入札に付するわけですよ。そうすると市内の業者で全部わかるわけですね、そのジョイントに行っているかというのは。そうすると、話し合いだって不可能ではないということですよ。だから、そのジョイントにどこがどう組まれているのかということもわからないような組み方をしながらですよ、そうしてやっぱり工事の入札にかけていく、だからこれで見たら、ちゃんと別々のところに落ちるわけですよ。5社のうちの2社に落ちていくわけですよ、別々に。それも99%、100%以上のところが4社なんですから、この2つの北部団地と南小の耐震のやつは。

何か、そういうことが物すごく共通していると見ますとね、どうも不信を抱かざるを得ないと思うんだけど、そういうジョイントの組み方を含めて考えてみる必要あるんでないか、こう思うんだけど、その点答弁ください。

それからもう一つは、北部団地の工事の関係でちょっと伺いたいんだけど、随分、合っていますね。だけれども、この中でもどうも私わからないのは、木製建具というのがここありますよね。これは市の見積もりよりも360万少ない、市の見積もりは868万なんだけれども、しかし入札の金額、落札業者の金額は505万ですから360万狂いがある。それがどうしてこんなに安いのかなと思ってみたら、金属のほうはですよ、市は890万で見積もりしたけれども、業者のほうの落札のやつは1,260万、ここで370万ほど市の見積もりよりも業者のほうが多いわけですね。何か片一方は金属のほうは370万業者のほう多いけれども、木製のほうは360万業者のほうが少ないと、これは合っているように思うんだけど、何でこういう市の見積もりによってこんな違いが業者との間で生まれるものなんですか。最初の質問とこのことについてもちよっとお尋ねをしておきたいと思うんです。

それから、現場経費というのが随分かかるんだけど、特にこの中でも一般管理費、これはどういうものに充てられる経費なんですか。市の見積もりよりも260万ほど多くなってございますけれども、これは非常に中でも高いふうに思うんだけど、この一般管理費というのはどういうものを一般管理費、なぜ市が見積もっているよりも業者の落札のときに260万も高いのかという、こちら辺はどういうふうに判断していらっしゃるのか、このことも聞いておきたいと思うんです。

議長(山居忠彰君) 土岐部長。

建設水道部長(土岐浩二君) まず最初に、内訳の関係と経費の部分について私のほうから御答弁させていただきますが、今、斉藤議員の御指摘にありましたとおり、直接工事費そのもの合計ではですね、98.5というふうになってございまして、私どもの設計とやや問題はないかなというふうに判断をしていたところでございまして、確かに金属工事では大きく見積もり額のほうがですね、設計額等を上回ってございます。逆に御指摘がございました木製建具につきましては、市の積算よりもですね、確かに6割程度というふうなことになってございまして、この辺につきましては、私どもも金属ですべてが標準単価のあるものでもございまして、見積も

りによって単価積算をしているところもございます。

それから、木製建具につきましてもですね、建具専門のメーカーなり、建具の製作所からの見積書をとって、それによって単価を選定しているわけですが、やはり見積もり徴収先が違うのかなというふうなことで判断をしているところがございます、それがまずすべて同額となりますとですね、基本的に直工が100%に近づいてくるということになると思いますので、この中でもややばらつきのあることはやむを得ないものというふうに考えてございますが、確かにちょっと大きい部分ではございますので、それについては、今後、施工する段階の中で私どもが求める材料、資材、あるいはその使用状況をですね、間違いなくおさめてもらえるような現場管理をしっかりいたしたいと思っています。

それから、一般管理費の関係でございますけれども、私どもが積算をしている中身につきましては、各工事現場の総合的管理運営、それから本社、あるいは支社等ですね、会社そのものの経費の一部を必要経費として求めていることとございまして、賦課利益等々でございます、基本的には工事で積み上げるといった中身になってございまして、内容には役員報酬であるとか従業員の給与手当、退職金、建退共等もそうでございますし、さまざまですね、試験、調査・研究、公告・宣伝費等々もその中で見るということになってございます。

私どもは、一般管理費につきましては原則8%直接工事費、それから仮設を入れて準工事費ともうしますけれども、それに対する8%を計上する形ですね、積算をしているところで、その中には経費対象外といたしまして、例えば二次製品とか、そういうものもマイナスしますので、すべて単純に8%というふうになりませんが、経費対象額に対する8%というのは基準になってございます。

そういった意味でJVを組織した中での、その考え方というのは落札者あるいは施工者にとりましては、8%がいいかどうかというのはそれぞれの考え方があるのかなというふうに思っているところとございまして、その辺の差が若干出たものと思っております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 今、ジョイントのJVの関係のお話がありました。JVの組み方について、これを市のほうからこの業者、この業者、この業者というような形の指名をしていくということについては、これはできないということになりますので、ただそういった面で、今回のようなケースがあつて誤解を招きやすいというようなことがあるとすれば、これについては、例えば建築業者のAランクで今9社ほどあろうかと思っておりますけれども、そういった業者数の問題、あるいは発注時期の問題等々もあろうかと思っております。

それから、組み合わせの仕方を告示の中で、例えばこの工事については2社、こちら側の工事については3社というような組み合わせでの仕方ができるかどうかというようなことも含めまして、参加要件ということについて一度検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 現場管理費、一般管理費がですよ、8%だと、こう言うんだけれども、ここの部分は本来的に言えば、業者のほうでは若干下げてるんだよね、見積もりよりも。だけど、これはもう125%とか107%とかというふうにして高く上がってくるわけですよ。だから、そういうふうには私は思います。

それから、市がそういうジョイントの組み方はできないんだと。結局、そうしたら業者に丸投げで、同じ組み方になって新たに出てくるわけですよ。これ3社だよというふうに朝日の交流施設も言ったら、ひょっとすれば3社同じの出たかもしれないだよ。そして、それぞれのところに振り分けていくというふうになっていくようなスタイルでないですか。なぜ、市がそういうふうにかかわれないことに、何の法律で、建設業法か何かでそうなっているんですか。その理由をちょっとお聞きしたい。

議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時00分休憩）

（午後 1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 午前中の部分で入札の共同企業体について、業者の組み合わせを市のほうが指定できないのかということでした。

現在、本市では一般公募型の入札ということでありましてけれども、これについては共同企業体、これの結成について、これは旧建設省の運用準則の中でも自主結成ということを示されておりますことから、組み合わせの業者を市が指定するというについてはやっていない状況にあります。仮に指定するとすれば、あくまでも指名競争入札ということになるかというふうに思っております。

入札の透明性を高めるという目的の中で、公募型の一般競争入札を行っておりますので、今後においても、この公募型の一般競争入札ということはやっていきたいというふうに考えています。ただ、市のほうから入札に当たって告示する参加要件の中で、組み合わせの参加業者数を調整するというようなことで、齊藤議員のお話にあった同じ組み合わせの共同企業体にならないような工夫というの、これから必要になってくるということで、検討してまいりたいというふうに考えております。

公共事業を初めとして、いろんな事業が減少しているという状況の中で、受注機会も減っていると。そんなことから今回の入札においても高どまりになったのではないかなというふうに考えております。今後においては、公共事業のなお一層の確保、あるいは地域限定を基本とし

ながら、地域経済の振興・発展、あるいは雇用の場の確保ということで、適正な入札の執行に引き続き当たってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第9、議案第78号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第78号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、朝日地域交流施設新築建築主体工事に係るもので、6月8日、土別地域を限定とした制限つき一般競争入札に付した結果、田中工業・久光特定建設工事共同企業体が2億1,000万円で落札し、同日付をもって仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び土別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、本件入札は予定価格を事後公表としておりますが、その落札率は97.54%となっており、本特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は田中工業株式会社60%、株式会社久光組40%となっております。

また、この朝日地域交流施設につきましては、明年1月末の完成を予定しているところであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第10、議案第79号 財産の取得についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第79号 財産の取得について、その概要を御説明申し上げます。

取得いたします財産は、廃棄物最終処分場で使用いたしますブルドーザーでありまして、北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるために5月27日見積もり合わせに付した結果、予定価格3,200万円に対し2,798万2,500円をもって、キャタピラー北海道株式会社道北本店に決定し、同日、同組合において車両売買契約の締結に関する仮契約を締結いたしましたところであります。

この財産を備荒資金組合から本市に譲渡するに当たり、士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年0.4%の利子を付して、平成22年度から26年度までの5カ年間で支払いをするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） ブルドーザーの購入でありますけれども、これはキャタピラー三菱で購入契約でございますけれども、コマツだとかいろいろございますけれども、このメーカーの選定というのはどういうふうに行っているのか。例えばコマツを選ぶのか、三菱を選ぶのか、そういうメーカーを選ぶ基準、こういうものはどういうふうにされて、こことの契約になるのか。何社に入札を行って、こういう金額で落札されたのか、この経過についてもお知らせをいただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今現在、最終処分場で使用しているブルドーザーが三菱のキャタピラーでございます。この三菱のキャタピラーについては、キャタの部分が三角形のキャタでありまして、廃棄物がキャタピラーに挟まらなると。それで、もし挟まった場合についても、容易にその廃棄物を取り除くことができるということで、今回、キャタピラーを三菱の機種に選定したところであります。

（「もう1社に決まりか」の声あり）

近隣の市町村で三菱キャタピラーを扱っている取り扱い業者が、今回の契約の業者しかないということでの随契であります。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番(齊藤 昇君) 結局はそこではですよ、競争が働かないから、向こうでいう言い値でしょう。結局、公共で買う場合、こういう競争がないからこういう高どまりになるわけですよ。これは業者がブルドーザーを買う場合にも、ここの見積もりどうだ、ここの見積もりどうだとなりますと、これはこれよりずっと安くなる、それはもうわかり切ったことです。だから、そういう研究もしてですよ、やっぱり私はやるべきだと思うんですよ。

先ほどの工事請負契約でもあったけれども、それだけ、一定、落札率が低ければ、それだけ市の予算は浮いてほかにも利用できるわけですよ。そういうやっぱり研究もして、これがあって1社だからこれで決めましたという、そう単純なことでもいいのかということなんだけれども、この点は三角のキャタピラーだからというけれども、三角のキャタピラーはほかはないんですか、そうしたら。キャタピラーが三角だなんてね、キャタピラーどこでもできるでしょう。そういう研究もやっぱりきちっとしてやらなければだめだと思うんだけど、この点はもう一度答弁願っておきたいと思うんです。

議長(山居忠彰君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 今回のブルドーザーの関係ですけれども、落札率自体は87.45%なんですけれども、随契に至った理由が今、大崎課長のほうから話がありましたけれども、そのほかにこのキャタピラーの製品が今持っているものと、修理したときやなんかほかの会社の部分と部品の汎用性がきくということで、実はこれまでもある機械やなんかの、例えばキャタピラーが壊れて修理いたしますと、1回100万円とかかかるときがございます。そういうことも考慮いたしまして、今ある古いやつを使えるようなということで、その方が結果的には今後の維持管理についても大きな費用がかからないだろうということで選定したというような状況にあります。

ただ、ほかの今回の備荒資金でこのブルドーザーですけれども、そのほかにも年次的にじんかい車等も買うときがありますけれども、当然、1社しかつくっていないというような場合は別ですけれども、いろいろ探して該当するものがあれば、当然、競争の入札にはかけていきたいというふうに考えております。

議長(山居忠彰君) 齊藤議員。

18番(齊藤 昇君) いや、メーカーはですよ、例えばキャタピラーといってみても、はいているキャタのことだけれども、三角というのは湿地のブルドーザーだったら、それはやっぱり三角でしょう。それから乾地の場合は三角のほうでなくたっていいわけだから、湿地用と乾地用とかね。だから、何かそれ1社しか三角のキャタピラーがないようなことを言ったりですよというのは、研究がやっぱり足りないと思うんです。

そうすると、今あるキャタピラーの車種が同じだから、部品なんかも応用きくからいいんだというけれども、新車でそんなすぐ傷むわけでない、下取りもそうしたらこれはしないで、新しく買ったやつに備品が使えるようにそれをずっと残しておくんですか、古いやつを。そこら辺は下取りもさせないで、雑品屋にも出さないで置いておくということなんですか。いかがで

すか。

議長（山居忠彰君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今回の取得価格にきましては、下取り価格については含まれておりません。それで、納期が今年の11月という納期なことなものですから、11月までは今の現有のブルドーザーを使いながら埋め立て業務に使いたいと。最終的には11月の段階で下取りをするというような予定になっております。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第11、議案第80号 平成22年度士別市一般会計補正予算（第5号）、議案第81号 平成22年度士別市老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第82号 平成22年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第80号 平成22年度士別市一般会計補正予算（第5号）並びに議案第81号 平成22年度士別市老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第82号 平成22年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算に追加いたしますのは、総務費では士別市地域公共交通活性化協議会が実施するデマンドシステムや乗り合いタクシー導入など、本市の実情に見合った効率的な公共交通体系の構築に向けた地域交通総合対策事業について、国の補助が決定したことに伴い、事業実施に係る市の負担金219万4,000円を計上するとともに、国から協議会への補助金の交付が事業完了後となるため、当面する事業実施費について貸し付けをすることとし250万円を計上いたしました。

次に、民生費では介護保険事業特別会計に対する繰出金150万円を計上し、農林水産業費では家畜伝染病、口蹄疫の北海道への侵入防止に関し北海道が対策本部を設置し、家畜農家のほか、空港や港湾施設で使用する消毒薬購入に対する助成などについて、昨日、3億5,000万円の補正措置を講じたところでありますが、本市においても水際対策を更に徹底し、靴底へのウイルス付着による感染を防ぐため、不特定多数の方が出入りする本庁舎を初めとする公共施設や、特に道外からの来訪者のある民間を含んだ宿泊施設のほか、ハーフマラソンなどのイベン

ト開催時には消毒マットの設置や消石灰散布などの対策を講じることとし、終息までの当面の間の経費として80万円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、諸収入のほか、繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、特別会計につきましては、いずれも保険給付費確定に伴う交付金返還及び保険料還付などの予算措置であります。まず老人保健特別会計につきましては、平成21年度老人医療費に係る支払基金交付金及び国道負担金が超過交付となっておりますことから、その超過交付金674万円を返還するための所要の補正をいたすものであり、この返還財源として繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、1年間にかかった医療費と在宅サービス及び施設サービス利用に係る利用者負担額との合計額が一定の上限額を超えた場合に、その超えた額に相当する額を支給する高額医療合算介護サービスが平成20年度から開始され、平成20年4月分から21年7月分までの医療分等の支給が21年10月に予定されていたところでありますが、後期高齢者医療広域連合、国保連合会における額の確定のおくれから、高額合算介護サービス費の支給が22年度開始となったため、本年度に2カ年分の給付費が発生し、この不足見込み額1,200万円を追加計上したほか、介護給付費準備基金及び介護従事者職業改善臨時特例基金の預金利息の積立額15万5,000円を計上するとともに、第1号被保険者の保険料及び超過交付となっております国庫負担金補助金などの返還金合わせて916万円を計上いたしましたところであり、国道支出金などの特定財源のほか、繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号、議案第81号及び議案第82号の3案件は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第12、意見書案第23号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書についてから、意見書案第28号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてまで、以上6案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第23号から意見書案第28号までの6案件は原案のとおり可決されました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第13、調査第3号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

総務文教常任委員長から会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出がありません。

総務文教常任委員長の説明を求めます。斉藤 昇委員長。

総務文教常任委員長(斉藤 昇君)(登壇) ただいま議題となりました調査第3号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

総務文教常任委員会の所管事務のうち、特定事件として私法上の債権管理について、小学校耐震化工事による影響について及び中学校のソーラーシステムについて調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の御承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(山居忠彰君) お諮りいたします。本案については委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第3号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第14、調査第4号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長から会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出がありません。

民生福祉常任委員長の説明を求めます。出合孝司委員長。

民生福祉常任委員長(出合孝司君)(登壇) ただいま議題となりました調査第4号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

民生福祉常任委員会の所管事務のうち、特定事件としてこども・子育て応援室について、老人福祉施設について及び環境行政について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の御承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第4号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第15、調査第5号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

経済建設常任委員長から会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

経済建設常任委員長の説明を求めます。井上久嗣委員長。

経済建設常任委員長（井上久嗣君）（登壇） ただいま議題となりました調査第5号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

経済建設常任委員会の所管事務のうち、特定事件として農畜産物加工体験交流工房について、めん羊工芸館について及び東山浄水場改修事業について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の御承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第5号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成22年第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時55分閉会）